# 和歌山県 港湾•海岸関係 許認可処分等審査基準

和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港課

令和7年4月

# 目 次

1-港区占	港湾区域内及び港湾隣接地域内の占用、工事等の許可	1
2-港区免	港湾占用料等の減免	3
3-港施使	港湾施設の使用許可	4
4-港用使	港湾施設用地の使用許可	6
5-港施工	港湾施設への工作物等の設置許可	7
6-港施行	港湾施設の工事等の許可	9
7-港施免	港湾施設使用料の減免	10
8-港施還	港湾施設使用料の還付	11
9-港マ行	マリーナでの行為許可	12
10-港マエ	マリーナへの工作物等の設置許可	13
11-港マ免	マリーナ使用料の減免	14
12-港臨工	臨港地区分区内の建設等の許可	15
13-港入免	和歌山下津港入港料の減免	16
14-港入還	和歌山下津港入港料の還付	17
15-海保占	海岸保全区域内の占用許可	18
16-海保行	海岸保全区域内の行為許可	20
17-海般占	一般公共海岸区域内の占用許可	22
18-海般行	一般公共海岸区域内の行為許可	24
19-海公免	海岸占用料等の減免	26
20-海公還	海岸占用料等の還付	27
21-海公延	海岸占用料等の延滞金の減免	28
22-海園行	海浜公園での行為許可	29
23-海園免	海浜公園使用料の減免	30
24-海底占	海底の土地の使用許可	31
25-海底免	海底の土地使用料の減免	33
26-海底還	海底の土地使用料の還付	34

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No1-港区占)

		01	ישים	り寺の処力に依る番目を卒(NOTAMA)
所	管	部	局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
<b>b</b> 0	T 40	,	壬伝	
処	2	)	称	港湾区域内及び港湾隣接地域内の占用、工事等の許可
				港湾区域内及び港湾隣接地域内において、水域又は公共空地の占用、土砂
	概	[	要	の採取、一定の港湾施設の建設又は改良、その他港湾の開発、利用又は保
				全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為をする場合は、港
分	l bo	<b>\_</b>		湾管理者の許可を受けなければならない。
根及	拠 び	法条	令 項	港湾法第37条第1項
				1. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。また、港湾施設を建設する場
				合は、港湾計画等によって位置付けられていること。
				2. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難で
				あること。
				3. 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。
				4. 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。
				5. 土砂採取、危険物の設置等他の法令により規制を受ける行為をする場
				合は、当該法令に従うこと。
				6. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場
				合は、港長の許可を得ること。
				7. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与え
				るおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。
				8. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。
				9. 水域及び公共空地の占用については、原則として公共性が確保できて
審	查	基	準	いること。
				10. 水域の占用を行う場合には、申請者が占用しようとする水域の背後
				の土地の利用について正当な権利を有するとともに、当該水域とその背
				後の土地を一体として使用するものであること。ただし、次に掲げる項
				目に該当する場合は、この限りではない。
				ア 国又は地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が公用、公共
				用又は公益事業の用に供するために占用を行う場合
				イ 工作物の設置を伴わない、一時的な占用を行う場合
				ウ その他、公益上知事がやむを得ないと認める場合
				11. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
				12. 収益(利益の有無にかかわらず利用者から料金等を徴収するもの。)
				を伴う利用(船舶の係留施設など港湾の機能向上に寄与するもの及び水
				道、電気、ガスなど県民生活に不可欠な供給路に関するものを除く。)
				の場合は、次のアからキまでに掲げる要件を全て満たすこと。
				ア 申請主体が、地方公共団体又は協議会(少なくとも地元漁業協同組

		へ、地ニウンへD ズルト 二知 // わへの O 老 不供 ポナね ス 戸 (大) でき ス こ
		合、地元自治会及び地元観光協会の3者で構成される団体)であるこ
		と。ただし、数日程度の単発的なイベントであり、かつ、国、県又は
		市町村のいずれか2か所以上から後援を受けている場合はこの限り
		ではない。
		イ 事業目的が地域振興に資するものであること。
		ウ 収益を伴う利用に関して、近隣事業者の了解を得ていること。
		エ 安全マニュアル等を作成し、利用者の安全を確保できること。
		オー工作物は容易に撤去できるもので、かつ、一時的な設置であること。
		カ 近隣住民の住宅に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。特に午後11
		時から午前6時までの深夜の時間帯は厳禁とすること。また、騒音対
		応を行うための管理人を徒歩 10 分圏内に配置すること。
		キ ゴミを放置することなく責任を持って処分すること。
		13. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
		20 日以内とする。
標準処理期間		ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
		元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
#		和歌山下津港、加太港及び大川港
	+= .1. #-	和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出先	上記以外の港湾
		各港湾を所管する建設部管理保全課
	提出時期	随時
	+8.11.2->-	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務
	提出方法	所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用	月料金等	和歌山県港湾占用料等徴収条例の規定による金額
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
		1 許可を受けずに工事等を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以
		下の罰金の規定がある。(港湾法第63条第4項第1号)
備	考	2. 収益を伴う利用ではないとして申請を行い、利用者から料金を徴収し
		た場合や収益を伴う利用で許可を受けたにもかかわらず審査基準の12
		で定める力及びキの要件を遵守できない場合は、許可を取り消す。

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No2-港区免)

	ישיט ו ט	194の処力に係る歯直至半(102 200元)
所	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
	<b>夕</b>	
処	名 称	港湾占用料等の減免
	概要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、占用料等を減免す
分	1770	ることができる。
根	拠 法 令	   和歌山県港湾占用料等徴収条例第3条
及	び条項	和歌田宗彦号日用科寺取収未例知の未
		1. 次に掲げるいずれかの場合であること。
		ア 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について(平成 10 年 4
審	査 基 準	月 1 日付け管第 10 号副知事依命通達)に規定するものである場合
		イーその他公益上の必要等特別の事由があると認める場合
		2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
+# >	<del>-</del> hn τΦ +n 88	20日以内とする。
標準	<b>些</b> 処理期間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
	T	元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
申		和歌山下津港、加太港及び大川港
	提出先	和歌山下津港湾事務所総務管理課
	挺 山 兀	上記以外の港湾
		各港湾を所管する建設部管理保全課
	10.1.04.40	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してくださ
	提出時期	υ <sub>λ</sub> ο
		が 所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする許可を所管する事務
	提出方法	所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用料金等		なし
相談窓口		なり
備考		港湾法第37条第3項の規定に基づく国又は地方公共団体による占用等
		の場合は、占用料の徴収対象外(港湾法第37条第4項ただし書)

和 歌 山 県

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No3-港施使)

	010	ישינ	可守り処力に係る番直基準(NOS-冷地度)
  所管部局		局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班
///	_ up .	روار	電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名	称	港湾施設の使用許可
			和歌山県港湾施設管理条例別表第 1 に掲げる港湾施設(港湾施設用地を
	概	要	除く。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
	1290		指定管理者が管理を行う港湾施設にあっては、指定管理者の許可を受けな
分			ければならない。
		令	和歌山県港湾施設管理条例第 4 条第 1 項
及	び 条	項	103/CE3/(103/06/2019/06/2019/06/2019/06/2019/06/2019/06/2019/06/2019/06/2019/06/2019/06/2019/06/2019/06/2019/06
審	査 基 :	準	<ol> <li>港湾施設の使用にあたって、必要な免許、許可、登録その他の資格を有していること。</li> <li>港湾計画の遂行に支障を与えないこと。</li> <li>港湾施設の目的又は用途に合致していること。合致していない場合は、公益上の必要性が認められること。</li> <li>他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。</li> <li>港湾施設の能力を超過していないこと。</li> <li>周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。</li> <li>近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えないこと。支障を与えないこと。</li> <li>水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。</li> </ol>
			9. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
			10. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間		間	和歌山下津港における係留施設(小型船舶係留施設を除く。)、臨港交通施設(鉄道を除く。)、荷さばき施設(上屋、荷さばき地、水面整理場を除く。)、船舶補給施設、港湾環境整備施設については、上記審査基準に抵触するおそれがないことが明らかな場合は、即時とする。
120	)C=±,43		それ以外の場合は20日以内とする。
			ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
			元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
申			和歌山下津港、加太港及び大川港
			和歌山下津港湾事務所総務管理課
			上記以外の港湾
	提出先		各港湾を所管する建設部管理保全課
			ただし、和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年和歌山県条
			例第38号) に規定する市町村が処理する事務とされているものについて
==	ID. L. C.	ш-	は、当該市町村とする。
請	提出時	期	随時

	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務
	佐山八広	所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占月	月料金等	和歌山県港湾施設管理条例の規定による金額
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
		1. 許可を要しない施設の使用については、申請の必要はありません。詳
備	考	しくは各港湾を所管する事務所まで問い合わせください。
I/H  	5	2. 許可を受けずに港湾施設の使用等を行った者は、5万円以下の過料の
		規定がある。(和歌山県港湾施設管理条例第 19 条第 2 号)

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No4-港用使)

所 管 部 局         県土整備部 港湾空港局 港湾空港駅 港湾管理班電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839           型 2 本 特 港湾施設用地の使用計可         港湾施設用地の使用計可           分 概 要 い。         地湾施設用地を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないない。           根 拠 法 句 び 条 項         和歌山県港湾施設管理条例第 4 条第 2 項           1. 港湾施設用地の使用にあたって、必要な免許、許可、登録その他の資格を有していること。         名とでいること。           2 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。         1. 港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。         5. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。         6. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。         7. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。         6. 近傍に立地する事業活動に支障を与えないこと。         9. 申請書の記載内容及び添付書類における地上又は上空の使用でないこと。         9. 申請書の記載内容及び添付書類における地上又は上空の使用でないこと。         20日以内とする。         ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。         中成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。         申請・の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定め条例(平成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。         中成元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。         中成元年本の本書を計画を受けまるとうる港湾を所管する事務所等の管理自当に提出してください。         事数 料 なし         お歌山県港湾施設管理条例の規定による金額         市まの定理は当に提出してください。         事務 所等の管理を見りでし港湾施設の使用等を行った者は、5 万円以下の過料の規定がある。(和歌山県港湾施設管理条例の規定による金額         市まのを受けすに港湾施設の使用等を行った者は、5 万円以下の過料の規定がある。(和歌山県港湾施設管理条例の規定による金額         市のを受けすに港湾施設の使用等を行った者は、5 万円以下の過料の規定         市の過料の規定           場 計画を受けすに港湾施設の使用等を行った者は、5 万円以下の過料の規定         上記は外に直接では関係の使用等を行った者は、5 万円以下の過料の規定         市がある。(和歌山県港湾施設管理条例第 19 条第 2 号)	ーニー 計画り等の処力に係る番直基準(NO4-冷用度)			
横 要 港湾施設用地を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。	所'	管 部 周		
横	処	名 和	港湾施設用地の使用許可	
及び条項 1 和歌山県港湾施設管理条例第4条第2項 1. 港湾施設用地の使用にあたって、必要な免許、許可、登録その他の資格を有していること。 2. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 3. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。 4. 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 5. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。 6. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。 5. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。 5. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。 6. 近傍に立地する事業者の同意を得ること。 7. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 8. 緊急輸送道路に指定された臨港道路における地上又は上空の使用でないこと。 9. 申請書の記載内容及び添付書類に下備がないこと。 10.その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 1. 和歌山下津港、和太野及び大川港和歌山下津港湾事務所総務管理課上記以外の港湾各港湾を所管する建設部管理保全課 提出時期 随時		概		
格を有していること。 2. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 3. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。 4. 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 5. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。 6. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 7. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 8. 緊急輸送道路に指定された臨港道路における地上又は上空の使用でないこと。 9. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 10.その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 20日以内とする。ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。  中 提出 方、 和歌山下津港湾事務所総務管理課上記以外の港湾名港湾を所管する建設部管理保全課 提出時期 随時 アプロ・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー			[一和歌川県港湾施設管理条例第4条第2項	
標準処理期間 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。  お			格を有していること。  2. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。  3. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。  4. 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。  5. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。  6. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。  7. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。  8. 緊急輸送道路に指定された臨港道路における地上又は上空の使用でないこと。  9. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
提出先	標準処理期間		ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成	
提出方法 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。	申	提出分	和歌山下津港湾事務所総務管理課上記以外の港湾	
提出方法所等の管理担当に提出してください。請手数料なし占用料金等和歌山県港湾施設管理条例の規定による金額相談窓口上記提出先に直接ご相談ください。備者考許可を受けずに港湾施設の使用等を行った者は、5万円以下の過料の規定		提出時期	随時	
占用料金等       和歌山県港湾施設管理条例の規定による金額         相談窓口       上記提出先に直接ご相談ください。         備者       許可を受けずに港湾施設の使用等を行った者は、5万円以下の過料の規定		提出方法		
相 談 窓 口上記提出先に直接ご相談ください。備*** 許可を受けずに港湾施設の使用等を行った者は、5万円以下の過料の規定	請	手 数 #	4 なし	
描	占用料金等		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
備	相談窓口		] 上記提出先に直接ご相談ください。	
		켣		

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No5-港施工)

	ישיט ו ט	可等の処力に係る番直基準(NOOFを爬工)
而后	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班
771		電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名 称	港湾施設への工作物等の設置許可
		港湾施設(港湾施設用地を含む。)の使用許可を受けたものが、港湾施設
	概要	の使用にあたって、その使用場所に工作物その他の設備を設置しようとす
分		るときは、知事の許可を受けなければならない。
根	拠法令	
及	び条項	和歌山県港湾施設管理条例第4条第3項 
		1. 工作物その他の設備の設置にあたって、必要な免許、許可、登録その
		他の資格を有していること。
		2. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難で
		あること。
		3. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。
		4. 港湾施設の目的又は用途に合致していること。合致していない場合
		は、公益上の必要性が認められること。
審	香 基 準	
	且 茔 华	
		6. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場
		合は、港長の許可を得ること。
		7. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与え
		るおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。
		8. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。
		9. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
		10. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
		20 日以内とする。
標準	処理期間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
		元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
申		和歌山下津港、加太港及び大川港
	H III #-	和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提 出 先	上記以外の港湾
		各港湾を所管する建設部管理保全課
	提出時期	随時
+841+		所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務
	提出方法 	所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用料金等		なし
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。

備 考 許可を受けずに港湾施設の使用等を行った者は、5万円以下の過料の規定がある。(和歌山県港湾施設管理条例第19条第2号)

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No6-港施行)

	ישיט ו ט	可守の処力に床る笛直至竿(NOO-冷心1)
所	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
b0	名 称	港湾施設の工事等の許可
処		
	low	和歌山県港湾施設管理条例第 4 条の規定による許可に係るものを除き、
	概要	港湾施設の現状に変更を加えるようとする者は、知事の許可を受けなけれ
分		ばならない。(例:臨港道路の側溝に蓋等を設置する場合等)
	拠 法 令 び 条 項	和歌山県港湾施設管理条例第4条の2
		1. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。
		2. 港湾施設の目的又は用途に合致していること。合致していない場合
		は、公益上の必要性が認められること。
		3. 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。
		4. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場
審	香 基 準	
ш.		5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与え
		おそれのある場合は、事業者の同意を得ること。
		6. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。
		7. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
		8. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
		20 日以内とする。
標準処理期間		ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
		元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
申		和歌山下津港、加太港及び大川港
	40 45	和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提 出 先	上記以外の港湾
		- 各港湾を所管する建設部管理保全課
	提出時期	随時
		所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務
	提出方法	所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用料金等		なし
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。
<del>                                  </del>		許可を受けずに港湾施設の現状に変更を加える行為を行った者は、5万円
備	考	以下の過料の規定がある。(和歌山県港湾施設管理条例第 19 条第 1 号)

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No7-港施免)

			可等の処力に係る番直基準(NOT)を他先)
所	管 部	局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班
///	- 4u	, J	電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名	称	港湾施設使用料の減免
	概	要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料等を減免す
分	113/11	<u> </u>	ることができる。
根	拠法	令	和咖啡里港漆练乳等班名剧等 5 冬等 1 項
及	び条	項	和歌山県港湾施設管理条例第5条第4項
			1. 次に掲げるいずれかの場合であること。
			ア 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について(平成 10 年 4
			月 1 日付け管第 10 号副知事依命通達)に規定するものである場合
			イ 臨港道路における次の(ア)から(キ)までのいずれかの占用物件
			の場合
			(ア) 港湾管理者が設ける街灯、標識等の工作物を無償で添加してい
			る電柱及び電話柱等(免除)
			(イ) 公共的団体、電気事業者又は電気通信事業者が設ける架空の臨
			港道路横断電線及び各戸引込電線等(免除)
			(ウ)地域の防犯に著しく寄与する防犯灯(免除)
審	査 基	進	(エ)ガス、電気、電気通信(電気通信事業者が設けるものに限る。)、
		•	水道、下水道の各戸引込埋設管(家庭の日常生活に係るものに限
			る。)(免除)
			(オ) 電気通信事業者が設ける無線装置の付帯設備であるアンテナ、
			配管及び配線(免除)
			(力) 地域の公共交通に寄与するバス停留所標識(5割減額)
			(キ)公安委員会の設置する信号機又は標識を無償で添加している電
			気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱(5割減
			額)
			ウ その他公益上の必要等特別の事由があると認める場合
			2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
			20 日以内とする。
標準処理期間		間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
	,	-	元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
<b>+</b>			和歌山下津港、加太港及び大川港
+			和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出先		上記以外の港湾
			各港湾を所管する建設部管理保全課
			ただし、和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年和歌山県条
			例第38号) に規定する市町村が処理する事務とされているものについて
請			は、当該市町村とする。
כוט			この、 口気に写出して 2 る。

	提出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してくださ
	(年日) (1) (1) (1) (1)	UN.
	提出方法	和歌山県港湾施設管理条例第 4 条の規定に基づく使用等の申請書の提出
	挺山刀法	と同時に提出してください。
	手 数 料	なし
占用	月料金等	なし
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No8-港施還)

	ישים ו ם	9年の2010年11年11日 11日本十一日11日本十二日11日本十二日11日本十二日11日本十二日11日本十二日11日本11日本11日本11日本11日本11日本11日本11日本11日本11
所	管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班
		電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名 称	港湾施設使用料の還付
	機要	特別の事情のため港湾施設を使用することができなかったときは、既納の
分	城 女	使用料の全部又は一部を還付することができる。
根:	拠 法 令	和歌山県港湾施設管理条例第5条第3項
及	び条項	和歌田宗/2/
		1. 特別の事情のため港湾施設を使用することができなかったことが明
審	査 基 準	らかなこと。
		2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
		20 日以内とする。
標準	処理期間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
		元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
申		和歌山下津港、加太港及び大川港
		和歌山下津港湾事務所総務管理課
		上記以外の港湾
	提出先	各港湾を所管する建設部管理保全課
		ただし、和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年和歌山県条
		例第 38 号) に規定する市町村が処理する事務とされているものについて
		は、当該市町村とする。
	提出時期	随時
	<del>1</del> 日山 <del>七</del> 汁	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務
	提出方法	所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用料金等		なし
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	

和 歌 山 県

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No9-港マ行)

			県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班
所	管 部 周	5	
	Ι		電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名	尓	マリーナでの行為許可
			マリーナにおいて、物品を販売すること、興行をすること、展示会、競技
	   概	要	会、講習会その他これらに類する催しのためにマリーナを使用すること及
	15M ≤	攵	びその他知事の指定する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなけ
分			ればならない。
根	拠 法 1	合	
及	び条項	頁	和歌山県マリーナ条例第4条第1項
			1. 公衆のマリーナの利用に支障を及ぼさないと認められること。
			2. 和歌山県マリーナ条例第5条の規定に該当しないこと。
審	査 基 🥸	隼	3. マリーナの維持管理及び運営に支障を与えないこと。
			4. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
			5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
			20 日以内とする。
標準	処理期間	謂	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
12.1	)C=±, v31=		元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
			和歌山マリーナ
申	提出分	七	153,42
	10.1.64		和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時期	胡	随時
	   提出方法	±	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとするマリーナを所管する
	16円/7/2	Δ	事務所等の管理担当に提出してください。
請	手数米	纠	なし
占月	占用料金等		和歌山県マリーナ条例の規定による金額
相	相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。
備	7	善	
1佣	4	5	

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No10-港マエ)

所 管 部 局 県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 名 称 マリーナへの工作物等の設置許可	
マリーナにおいて工作物その他の設備を設置しようとする者は、知事	あ許
分   <sup>城 女</sup> 可を受けなければならない。	
根 拠 法 令 及 び 条 項 和歌山県マリーナ条例第6条第1項	
1. 公衆のマリーナの利用に支障を及ぼさないと認められること。	
2. 和歌山県マリーナ条例第5条の規定に該当しないこと。	
審 査 基 準 3. マリーナの維持管理及び運営に支障を与えないこと。	
4. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。	
20 日以内とする。	
標準処理期間 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例	(平成
元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない	0
申     提出 先	
和歌山下津港湾事務所総務管理課	
提出時期 随時	
所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとするマリーナを所管 提出方法 まなまな。ななアリンパーにより、 これが とり	ぎする
「「「」」 事務所等の管理担当に提出してください。	
請 手 数 料 なし	
占 用 料 金 等 和歌山県マリーナ条例の規定による金額	
相 談 窓 口 上記提出先に直接ご相談ください。	

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No11-港マ免)

所	管部	局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班	
// 1		, ,	電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処	名	称	マリーナ使用料の減免	
	+απ	<del></del>	公益上の必要その他特別の事由があると認めたときは、使用料を減免する	
分	概	要	ことができる。	
根	拠 法	令	和歌山県マリーナ条例第7条第2項	
及	び条	項	他歌田宗マソーノ未例おて未知と項	
			1. 次に掲げるいずれかの場合であること。	
			ア 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について(平成 10 年 4	
審	査 基	準	月 1 日付け管第 10 号副知事依命通達)に規定するものである場合	
			イ その他公益上の必要等特別の事由があると認める場合	
			2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
			20 日以内とする。	
標準	処理期	間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成	
			元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。	
#	+=	н-	和歌山マリーナ	
	提出	九	和歌山下津港湾事務所総務管理課	
	+=.1.n+	#0	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してくださ	
	提出時	别	۷١°	
	#8山七	;+	所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする許認可等の申請書の	
	提出方法		提出と同時に提出してください。	
請	手 数	料	なし	
占月	占用料金等		なし	
相	相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。	
備	備考			

和 歌 山 県

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No12-港臨工)

所	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班				
///		電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839				
処	名 称	臨港地区分区内の建設等の許可				
		和歌山県の臨港地区の区域内においては、分区を指定し、各分区の目的を				
	概要	著しく阻害する建築物その他の構築物の建設を規制していますが、知事が				
分		公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りではありません。				
根	拠法令	和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に				
及	び条項	関する条例第3条				
<b>#</b>	 香 基 進	1. 公益上やむを得ないと認められるものであること。				
審	査 基 準	2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。				
		20 日以内とする。				
標準	処理期間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成				
		元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。				
申		和歌山下津港、加太港及び大川港				
	提出先	和歌山下津港湾事務所総務管理課				
	佐 山 兀	上記以外の港湾				
		各港湾を所管する建設部管理保全課				
	提出時期	随時				
	担山卡汁	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務				
	提出方法	所等の管理担当に提出してください。				
請	手 数 料	なし				
占月	用料金等	なし				
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。				
備	考					

## 許認可等の処分に係る審査基準(No13-港入免)

県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班			
所	管部	局	電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
b0	名	称	- 電品 073-441-3703 TAX 073-433-4639 - 和歌山下津港入港料の減免
処	6	小小	
			和歌山下津港に入港する船舶は、和歌山下津港入港料条例第2条の規定
	概	要	により、入港料を納付しなければなりませんが、同条例第3条第1項及
分			び第2項の規定による場合以外に同条第3項により入港料を減免する場
	+60 >+	$\overline{}$	合があります。
		令 項	和歌山下津港入港料条例第3条第3項
			1. 和歌山下津港入港料条例施行規則(昭和52年和歌山県規則第27号) 第3条又は和歌山下津港入港料条例施行規則に伴う施行要領に規定する次のアからケまでに掲げる船舶であること。 ア 避難勧告を受けて一時港外に退避し、再入港する船舶
			イ 検疫のみの目的で入港する船舶
			ウ 係留施設の効率利用のため、いったん港外に待機し、再入港する船 舶
	<del>* +</del>	S##	エ 国又は地方公共団体が運行する船舶
審	査 基	準	オ 避難勧告前であっても気象注意報が発令され、避難のため一時港外
			に退避し、再入港する船舶
			カ 新造船、修理船で試運転のため入出港する船舶
			キー港域を通過する船舶
			ク 傷病人の発生又は違法な乗船者の発見等により早急に入港を要す
			る船舶
			ケ 上記に掲げるもののほか、その都度知事が特に必要と認めた船舶
			2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 2日以内とする。
	<b></b> 鱼 型 里 期	問	と 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
Tan <del>  T</del>	- 火: 土 汾	미	元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
			和歌山下津港
申	提出	先	和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時	甘田	随時
	יאברדויים	ᄍ	
	提出方	法	所等の管理担当に提出してください。
請	手 数	料	なし
占用料金等			なし
1= =:::			上記提出先に直接ご相談ください。
			次のアからケまでに掲げる船舶の場合は、入港料の徴収対象外(港湾法第
備	備考		44 条の 2 第 1 項ただし書及び港湾法施行令第 16 条)

- ア 警備救難に従事する船舶
- イ 海象又は気象の観測に従事する船舶
- ウ 漁業監視船
- エ 航海訓練に従事する船舶
- オ 漁業練習又は漁業調査に従事する船舶
- カ 航路標識の管理に従事する船舶
- キ 水路の測量に従事する船舶
- ク 学術研究に従事する船舶
- ケ 海外からの日本国民の集団的引揚輸送に従事する船舶

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No14-港入還)

所 管 部 局 県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処名称和歌山下津港入港料の還付	
概 要 既納の入港料は、基本的に還付しませんが、知事が特別の事由があ	ると認
分   <sup>  域                              </sup>	
根拠法令和歌山下津港入港料条例第4条	
及び条項	
** 1. 特別の事由があると認めるときであること。 ** 査 基 準 *** *** *** *** *** *** *** *** ***	
番 章 <sup>基 準</sup> 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
20 日以内とする。	
標準処理期間 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例	(平成
元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない	١,
申 提出先 和歌山下津港	
和歌山下津港湾事務所総務管理課	
提出時期 随時	
所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する 提出方法	る事務
「妊血力法   所等の管理担当に提出してください。	
請 手 数 料 なし	
占用料金等 なし	
相 談 窓 ロ 上記提出先に直接ご相談ください。	
備   考	

#### 許認可等の処分に係る審査基準 (No15-海保占)

	計認可等の処分に係る番貨基準(INOTS-海保古)				
  所管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班				
所管部局	電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839				
処 名 称	海岸保全区域内の占用許可				
	海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内におい				
機要	て、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用				
分	しようとする場合は、海岸管理者の許可を受けなければならない。				
根拠法令					
及び条項	海岸法第 7 条第 1 項 				
	1. 海岸保全区域の用途又は目的を妨げないこと。				
	2. 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。				
	3. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難で				
	あること。				
	4. 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。				
	5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与え				
	るおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。				
	6. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。				
	7. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。				
	8. 収益(利益の有無にかかわらず利用者から料金等を徴収するもの。)				
	を伴う利用(水道、電気、ガスなど県民生活に不可欠な供給路に関する)				
	ものを除く。)の場合は、次のアからキまでに掲げる要件を全て満たす				
審査基準	ここ。   ア 申請主体が、地方公共団体又は協議会(少なくとも地元漁業協同組				
	一				
	と。ただし、数日程度の単発的なイベントであり、かつ、国、県又は				
	市町村のいずれか2か所以上から後援を受けている場合はこの限り				
	ではない。				
	イ 事業目的が地域振興に資するものであること。				
	ウ 収益を伴う利用に関して、近隣事業者の了解を得ていること。 - ロヘコニ アル ※ た 作 ボルー ギリア まっ ロヘカ で のできること				
	エー安全マニュアル等を作成し、利用者の安全を確保できること。				
	オー工作物は容易に撤去できるもので、かつ、一時的な設置であること。				
	カ 近隣住民の住宅に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。特に午後11				
	時から午前6時までの深夜の時間帯は厳禁とすること。また、騒音対				
	応を行うための管理人を徒歩 10 分圏内に配置すること。				
	キーゴミを放置することなく責任を持って処分すること。				
	9. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。				
	20 日以内とする。				
標準処理期間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成				
	元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。				

申		各海岸を所管する建設部管理保全課
	提出先	港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保
		全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務
	挺山刀法	所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用料金等		和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
		1. 許可を受けずに占用を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下
		の罰金の規定がある。(海岸法第 41 条第 1 号)
備	考	2. 収益を伴う利用ではないとして申請を行い、利用者から料金を徴収し
		た場合や収益を伴う利用で許可を受けたにもかかわらず審査基準の 8
		で定める力及びキの要件を遵守できない場合は、許可を取り消す。

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No16-海保行)

計画可寺の処力に徐る番首基準(NOTO-海休打)				
   所	管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班		
171		電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839		
処	名 称	海岸保全区域内の行為許可		
	   概 要	海岸保全区域内において、海岸法第8条第1項に規定する行為をしよう		
分	1124 5	とする者は、海岸管理者の許可を受けなければならない。		
根	拠 法 令	   海岸法第8条第1項		
及	び条項	海片込み 0 未分 1 項		
		1. 海岸保全区域の用途又は目的を妨げないこと。		
		2. 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。		
		3. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難で		
		あること。		
審	査 基 準	4. 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。		
	宜 茔 华	5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与え		
		るおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。		
		6. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。		
		7. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。		
		8. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。		
		20 日以内とする。		
標準	処理期間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成		
		元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。		
申		各海岸を所管する建設部管理保全課		
	提出先	港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保		
		全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課		
	提出時期	随時		
	+=+1++>+	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務		
	提出方法	所等の管理担当に提出してください。		
請	手 数 料	なし		
占用料金等		和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額		
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。		
/# <del>+</del> /		許可を受けずに行為を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰		
備	考	金の規定がある。(海岸法第 41 条第 2 号)		
To Th. 1				

和 歌 山 県

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No17-海般占)

고는			県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班		
所	管部	部局	電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839		
処	名	称	一般公共海岸区域内の占用許可		
			海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域内において、施設又は工作物を設		
	概	要	けて当該一般公共海岸区域を占用しようとする場合は、海岸管理者の許可		
分			を受けなければならない。		
根	拠法	令	V=U+T 07 8 0 4		
及	び条	項	海岸法第 37 条の 4 		
			1. 一般公共海岸区域の用途又は目的を妨げないこと。		
			2. 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。		
			3. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難で		
			あること。		
			4. 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。		
			5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与え		
			るおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。		
			6. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。		
			7. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。		
			8. 収益(利益の有無にかかわらず利用者から料金等を徴収するもの。)		
			を伴う利用(水道、電気、ガスなど県民生活に不可欠な供給路に関する		
			ものを除く。)の場合は、次のアからキまでに掲げる要件を全て満たす		
			こと。		
審	査 基	準	ア 申請主体が、地方公共団体又は協議会(少なくとも地元漁業協同組		
			合、地元自治会及び地元観光協会の3者で構成される団体)であるこ		
			と。ただし、数日程度の単発的なイベントであり、かつ、国、県又は		
			市町村のいずれか2か所以上から後援を受けている場合はこの限り		
			ではない。		
			イ 事業目的が地域振興に資するものであること。		
			ウ 収益を伴う利用に関して、近隣事業者の了解を得ていること。		
			エ 安全マニュアル等を作成し、利用者の安全を確保できること。		
			オ 工作物は容易に撤去できるもので、かつ、一時的な設置であること。		
			カ 近隣住民の住宅に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。特に午後11		
			時から午前6時までの深夜の時間帯は厳禁とすること。また、騒音対		
			応を行うための管理人を徒歩 10 分圏内に配置すること。		
			キ ゴミを放置することなく責任を持って処分すること。		
			9. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。		

標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成 元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。
申	提出先	各海岸を所管する建設部管理保全課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務
	近山ノル	所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占月	月 料 金 等	和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額
相	談 窓 🗆	上記提出先に直接ご相談ください。
		1. 許可を受けずに占用を行った者は、6月以下の懲役又は30万円以下
		の罰金の規定がある。(海岸法第 42 条第 5 号)
備	考	2. 収益を伴う利用ではないとして申請を行い、利用者から料金を徴収し
		た場合や収益を伴う利用で許可を受けたにもかかわらず審査基準の 8
		で定める力及びキの要件を遵守できない場合は、許可を取り消す。

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No18-海般行)

所	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班
///		電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名 称	一般公共海岸区域内の行為許可
分	概要	一般公共海岸区域内において、海岸法第 37 条の 5 に規定する行為をしようとする者は、海岸管理者の許可を受けなければならない。
	拠 法 令 び 条 項	海岸法第3/条の5
審	査 基 準	<ol> <li>一般公共海岸区域の用途又は目的を妨げないこと。</li> <li>海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。</li> <li>当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。</li> <li>工作物を設置する場合は、安全な構造であること。</li> <li>近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。</li> <li>水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。</li> <li>申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。</li> <li>その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。</li> </ol>
標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
申	提出先	各海岸を所管する建設部管理保全課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用料金等		和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備考		許可を受けずに行為を行った者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の規定がある。(海岸法第42条第6号)

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No19-海公免)

所	管 部 局	県土整備部   港湾空港局   港湾空港課   港湾管理班			
///		電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839			
処	名 称	海岸占用料等の減免			
	概 要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、占用料等を減免す			
分	10人 女	ることができる。			
根	拠 法 令				
及	び 条 項	和歌山県海岸占用料等徴収条例第3条 			
		1. 次に掲げるいずれかの場合であること。			
		ア 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について(平成 10 年 4			
審	査 基 準	月 1 日付け管第 10 号副知事依命通達)に規定するものである場合			
		イ その他公益上の必要等特別の事由があると認める場合			
		2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。			
標準処理期間		20 日以内とする。			
		ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成			
		元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。			
申		各海岸を所管する建設部管理保全課			
	提出先	港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保			
		全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課			
	+0.1.0++0	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してくださ			
	提出時期	ران الله الله الله الله الله الله الله ال			
	+8.11.+2.+	海岸法第7条第1項又は第37条の4の規定に基づく使用等の申請書の			
	提出方法	提出と同時に提出してください。			
請	手 数 料	なし			
占用料金等		なし			
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。			
		海岸法第 10 条第 2 項(同法第 37 条の8 で準用される場合を含む。) の			
備考		規定に基づく国又は地方公共団体による占用等の場合は、占用料の徴収対			
		象外(海岸法第 11 条)			

## 許認可等の処分に係る審査基準(No20-海公還)

所	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班			
		電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839			
処	名 称	海岸占用料等の還付			
	概要	既納の占用料等は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認め			
分	1144. 55	たときは、この限りでない。			
根	拠 法 令	和歌山県海岸占用料等徴収条例第4条			
及	び条項	和歌田宗海片口用科·马取牧未例第 4 未			
審	香	1. 特別の事由があると認めるときであること。			
	且	2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。			
		20 日以内とする。			
標準処理期間		ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成			
		元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。			
申		各海岸を所管する建設部管理保全課			
	提出先	港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保			
		全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課			
	提出時期	随時			
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海岸を所管する事務			
	佐山川本	所等の管理担当に提出してください。			
請	手 数 料	なし			
占用料金等		なし			
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。			
備	考				

和 歌 山 県

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No21-海公延)

所 管 部 局 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839  処 名 称 海岸占用料等の延滞金の減免  概 要 知事は、占用料等を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めたときは、延滞金を減免することができる。  根 拠 法 令 和歌山県海岸占用料等徴収条例第6条  審 査 基 準 1. やむを得ない事由があると認めるときであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 20日以内とする。     ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。  申 提 出 先 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課  提出時期 減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。  明    「おきない。  「おきない。」  「おきない。  「おきない。」  「おきない。」  「おきない。」  「おきない。  「おきない。」  「おきないできる。」  「おきないできるいできる。」  「おきないできる。」  「おきないできるいできる。」  「ないできるいできないできる。」  「ないできるいできないできる。」  「ないできるいできるいできるいできるいできる。」  「ないできるいできるいできるいできるいできるいできるいできるいできるいできるいできる						
電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839  処 名 称 海岸占用料等の延滞金の減免  概 要 知事は、占用料等を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めたときは、延滞金を減免することができる。  根 拠 法 令 和歌山県海岸占用料等徴収条例第6条  審 査 基 準 1. やむを得ない事由があると認めるときであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。  20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。  申 提 出 先 答海岸を所管する建設部管理保全課  提出時期 減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。  提出時期 が定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海岸を所管する事務	丽	管部局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班			
田田	771		電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839			
対 機 要 い事由があると認めたときは、延滞金を減免することができる。 根 拠 法 令 及 び 条 項 和歌山県海岸占用料等徴収条例第6条	処	名 称	海岸占用料等の延滞金の減免			
水事田があると認めたときは、延滞金を減免することができる。   根 拠 法 令 及 び 条 項			知事は、占用料等を納期限までに納付しなかったことについてやむを得な			
及び条項  和歌山県海岸占用料等徴収条例第6条  1. やむを得ない事由があると認めるときであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。  20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。  各海岸を所管する建設部管理保全課 提出 先 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課  提出時期  「規出方法」  「所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海岸を所管する事務	分	城 女	い事由があると認めたときは、延滞金を減免することができる。			
及び条項 1. やむを得ない事由があると認めるときであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課 減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海岸を所管する事務	根:	拠 法 令				
審 査 基 準 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課	及	び条項	机歌山県海岸占用料等徴収条例第 6 条 			
2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 20日以内とする。 標準処理期間 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。	<b>—</b>	* # *	1. やむを得ない事由があると認めるときであること。			
標準処理期間 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課 減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海岸を所管する事務	番 :	全 準   	2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。			
元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。 日本			20 日以内とする。			
申	標準	処理期間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成			
提出先 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課 提出時期 減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。 所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海岸を所管する事務			元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。			
全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課 提出時期 減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。 が。	申		各海岸を所管する建設部管理保全課			
提出時期 減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。		提出先	港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保			
提出時期 い。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課			
		+=:::n±+=	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してくださ			
提出方法		佐山时期	⟨ ¹, °			
		#B111 <del>+</del> 3+	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海岸を所管する事務			
「*****  所等の管理担当に提出してください。		提出刀法   	所等の管理担当に提出してください。			
請 手 数 料 なし	請	手 数 料	なし			
占用料金等 なし	占用料金等		なし			
相 談 窓 口 上記提出先に直接ご相談ください。	相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。			
備考	備	考				

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No22-海園行)

		局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班
所	管 部 周		電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処	名 和	尓	海浜公園での行為許可
			海浜公園において、物品を販売すること、興行をすること、展示会、競技
	191T 7	<del></del>	会、講習会その他これらに類する催しのために海浜公園を使用すること及
	概	要	びその他知事の指定する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなけ
分			ればならない。
根	拠 法 🗂	引	和歌山県海浜公園設置及び管理条例第3条第1項
及	び 条 I	頁	和歌田宗海浜五園改画及ひ官珪未例おり未分 1 項
			1. 公衆の海浜公園の利用に支障を及ぼさないと認められること。
			2. 和歌山県海浜公園設置及び管理条例第4条の規定に該当しないこと。
審	査基 🧵	隼	3. 海浜公園の維持管理及び運営に支障を与えないこと。
			4. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。
			5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
			20 日以内とする。
標準	処理期間	間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
			元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
申	   提 出 <i>5</i>	_	和歌山県浜の宮ビーチ及び和歌山県片男波ビーチ
	掟 山 フ 	7 G	和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時期	钥	随時
	提出方法	+	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海浜公園を所管する
	佐山ノバ	)	事務所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 制	科	なし
占用料金等		等	和歌山県使用料及び手数料条例の規定による金額
相	談窓に		上記提出先に直接ご相談ください。
備	7	善	

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No23-海園免)

所	管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班			
///		電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839			
処	名 称	海浜公園使用料の減免			
	概要	知事は、貧困その他特別の事情があると認めるものに対しては、使用料及			
分	城 女	び手数料を減免することができる。			
根	拠 法 令	和咖啡用店中收取75年粉炒冬周笠0冬			
及	び条項	和歌山県使用料及び手数料条例第3条			
	<del>*</del> # *#	1. 貧困その他特別の事由があると認めるときであること。			
審	査 基 準	2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。			
		20 日以内とする。			
標準	処理期間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成			
		元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。			
申	+11 /-	和歌山県浜の宮ビーチ及び和歌山県片男波ビーチ			
	提出先	和歌山下津港湾事務所総務管理課			
	+=:1:n±#0	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してくださ			
	提出時期	۷١°			
	抽山卡汁	所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする許認可等の申請書の			
	提出方法	提出と同時に提出してください。			
請	手 数 料	なし			
占用料金等		なし			
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。			
備	考				

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No24-海底占)

計認可等の処分に係る番貨基準(No24-海底百)					
所	管部	局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839		
処	名	称	海底の土地の使用許可		
分	概	要	海底の土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、その使 用又は収益を許可することができる。		
根及	拠 び 条	令 項	国有財産法第 18 条第 6 項		
	查基	準	<ol> <li>その用途又は目的を妨げないこと。</li> <li>公衆の利用に著しい支障を及ぼすおそれのないこと。</li> <li>当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。</li> <li>工作物を設置する場合は、安全な構造であること。</li> <li>土砂採取、危険物の設置等他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該法令に従うこと。</li> <li>周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</li> <li>周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。</li> <li>水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。</li> <li>申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。</li> <li>収益(利益の有無にかかわらす利用者から料金等を徴収するもの。)を伴う利用(水道、電気、ガスなど県民生活に不可欠な供給路に関するものを除く。)の場合は、次のアからキまでに掲げる要件を全て満たすこと。</li> <li>申請主体が、地方公共団体又は協議会(少なくとも地元漁業協同組合、地元自治会及び地元観光協会の3者で構成される団体)であること。ただし、数日程度の単発的なイベントであり、かつ、国、県又は市町村のいずれか2か所以上から後援を受けている場合はこの限りではない。</li> <li>す事業目的が地域振興に資するものであること。</li> <li>立、近隣主くの限りではない。</li> <li>す事業目のが地域振興に資するものであること。</li> <li>す工作物は容易に撤去できるもので、かつ、一時的な設置であること。</li> <li>が強を伴う利用に関して、近隣事業者の了解を得ていること。</li> <li>す工作物は容易に撤去できるもので、かつ、一時的な設置であること。</li> <li>が強性民の住宅に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。特に午後11時から午前6時までの深夜の時間帯は厳禁とすること。また、騒音対応を行うための管理人を徒歩10分圏内に配置すること。</li> <li>まを放置することなく責任を持って処分すること。</li> <li>11.その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。</li> </ol>		

		20 日以内とする。
標準処理期間		ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成
		元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。
申	提出先	海底の土地を所管する建設部管理保全課
	提出時期	随時
	+日山古汁	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海底の土地を所管す
	提出方法 	る事務所等の管理担当に提出してください。
請	手 数 料	なし
占用料金等		和歌山県海底の土地使用料徴収条例の規定による金額
相	談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
		収益を伴う利用ではないとして申請を行い、利用者から料金を徴収した場
備	考	合や収益を伴う利用で許可を受けたにもかかわらず審査基準の 10 で定
		める力及びキの要件を遵守できない場合は、許可を取り消す。

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No25-海底免)

-c ++	÷0	県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班	
所管	部局	電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 名	3 称	海底の土地使用料の減免	
分	挺 要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。	
根拠	法令条項	和歌山県海底の土地使用料徴収条例第4条	
審査	1. 次に掲げるいずれかの場合であること。     ア 国が公益目的で使用する場合     イ 国有財産法第 18 条第 7 項の規定に基づく使用の場合		
		2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標準処理期間		20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成 元年和歌山県条例第 39 号)第 1 条に規定する県の休日は含まない。	
申提	』出 先	海底の土地を所管する建設部管理保全課	
提	出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。	
提	出方法	国有財産法第 18 条第 6 項の規定に基づく使用等の申請書の提出と同時に提出してください。	
請手	= 数 料	なし	
占用料金等		なし	
相談	窓口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備	考		

#### 許認可等の処分に係る審査基準(No26-海底還)

所	管 部 局		県土整備部 港湾空港局 港湾空港課 港湾管理班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839			
処	名 和	尓	海底の土地使用料の還付			
	概要		既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認めた			
分	111/1 3	Z	ときは、この限りでない。			
		合 頁	和歌山県海底の土地使用料徴収条例第5条			
<b>=</b>	<del>*</del> # »	4	1. 特別の事由があると認めるときであること。			
審	査基 🧵	隼	2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。			
			20 日以内とする。			
標準処理期間		間	ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例(平成			
			元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日は含まない。			
申	提出先		海底の土地を所管する建設部管理保全課			
	提出時期		随時			
	+======================================		所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海底の土地を所管す			
	提出方》 	五	る事務所等の管理担当に提出してください。			
請	手 数 制	约	なし			
占用料金等		等	なし			
相	相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。			
備		考				